

議案第64号

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「第28条の5第1項に」を「第22条の4第1項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

議案の概要

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

(1) 地方公務員法の引用条項を整備すること。(第2条関係)

(2) 再任用制度の廃止に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めること。(第2条、第3条、第4条、第12条及び第18条関係)

3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行すること。

(2) 定年退職等による再任用職員(暫定再任用職員)について、経過措置を設けること。